

名張市週休2日制工事試行要領

令和7年11月

名張市

目 次

第1編 土木工事編 （積算基準（下水道編）適用工事含む）

- 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・ 1
- 2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表・・・・・・・・・・ 1 2

第2編 土木工事編 （積算基準（水道施設整備費に係る歩掛表）適用工事）

- 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・ 1 3
- 2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表・・・・・・・・・・ 2 4

第3編 公共建築工事編

- 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・ 2 5
- 2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表・・・・・・・・・・ 3 7

第4編 農業農村整備工事編

- 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・ 3 9
- 2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表・・・・・・・・・・ 4 9

第5編 森林整備保全工事編

- 1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・ 5 1
- 2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表・・・・・・・・・・ 5 9

第1編 土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週毎における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

① 工事発注時において、工事の実働日数が30日未満の工事

② 現場閉所困難な工事

ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事

（ア）交通規制、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事

（イ）連続施工を必要とする工法を含む工事

③ 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別

紙1の①、④、⑤)に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際の現場閉所日の週または月で現場閉所日数を算定すること。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月20日から施行する。

附則 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

① 週単位の週休 2 日

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 2
・ 現場管理費率	: 1. 0 3

② 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 1
・ 現場管理費率	: 1. 0 2

③ 通期の週休 2 日

補正無し

④ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエルテル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する。

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

月	火	水	木	金	土	日
			← 対象期間	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
				振替え		現場閉所	第B週

第A週

- 週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

第B週

- 週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※2

※2 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66\ldots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22\ldots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月 16 日の指示でD月 20 日に
緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日
日数の現場閉所を行っていれば、
4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日
緊急対応除く

※ 月単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E月							F月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

・ F月の現場閉所日としてみなす

（E月の現場閉所日としない）

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

[illegible]

土日完全週休2日制工事 週単位確認表									
対象		0週		達成		0週			
第1週	月	火	水	木	金	土	日	土日の振替日を入力	
								土曜	日曜
第1週								☐	☐
								対象外	☐
第2週									
								対象外	☐
第3週									
								対象外	☐
第4週									
								対象外	☐
第5週									
								対象外	☐
第6週									
								対象外	☐
第7週									
								対象外	☐

第2編 土木工事編（積算基準（水道施設整備費に係る歩掛表）適用工事）

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週毎における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

① 工事発注時において、工事の実働日数が30日未満の工事

② 現場閉所困難な工事

ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事

（ア）交通規制、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事

（イ）連続施工を必要とする工法を含む工事

③ 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別

紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際の現場閉所日の週または月で現場閉所日数を算定すること。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

附則 この要領は、令和7年5月20日から施行する。

附則 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

【別紙１ 補正係数】

① 週単位の週休２日

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 2
・ 現場管理費率	: 1. 0 3

② 月単位の週休２日（４週８休以上）

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 1
・ 現場管理費率	: 1. 0 2

③ 通期の週休２日

補正無し

④ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

（下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数）

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエルテル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する。

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

月	火	水	木	金	土	日
			← 対象期間	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
				振替え		現場閉所	第B週

第A週

- 週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

第B週

- 週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※2

※2 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月 16 日の指示でD月 20 日に
緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日
日数の現場閉所を行っていれば、
4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日
緊急対応除く

※ 月単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E月							F月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

・ F月の現場閉所日としてみなす

（E月の現場閉所日としない）

※ E月の4週8休以上の率算出時に注意

第3編 公共建築工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²がすべての土曜日と日曜日となることを目指すものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週毎における現場閉所の達成状況が、1週間（土曜日から金曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（土曜日から金曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週（月曜日から日曜日）内での指示に限る）を行った週（土曜日から金曜日）は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週（月曜日から日曜日）内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

① 工事発注時において、工事の実働日数が30日未満の工事

② 現場閉所困難な工事

ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事

（ア）交通規制、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事

（イ）連続施工を必要とする工法を含む工事現場閉所困難な工事

③ 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注方式）

第4条 発注者は、次の①または②のいずれかによる方式にて発注することを基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））

受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日は必須）

② 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（通期））

受注者が工事着手前に「週単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

（入札公告等への明示）

第5条 発注者は、入札公告において、前条①の工事を公告する際は、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を、前条②の公告をする際は、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（通期））」である旨を明示する。

（土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））における経費の計上）

第6条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））の当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の(1)②、(2)）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の(1)①、(2)）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週または月単位の週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（土日完全週休2日制工事（発注者指定型（通期））における経費の計上）

第7条 土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））の当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数を乗じない労務費を計上する。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合は、補正係数（別紙1の(1)①、(2)）に増額変更するものとする。また、月単位の週休2日を達成できた場合は、補正係数（別紙1の(1)②、(2)）に増額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所

した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週または月単位の週休２日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月１回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること

附則 この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附則 この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附則 この要領は、令和７年５月２０日から施行する。

附則 この要領は、令和７年１１月１日から施行する。

【別紙１ 積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）】

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

【①週単位の週休２日】

労務費 ： １．０２

現場管理費： １．０１

【②月単位の週休２日（４週８休以上）】

労務費 ： １．０２

【③通期の週休２日（４週８休以上）】

補正無し

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、(1)の補正係数を用いて算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	月単位の週休 2 日 及び 週単位の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.01	1.01
地業工事	物価	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.01	1.01
防水工事	市場	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場	1.01	1.14
防水工事	物価	1.01	1.01
石工事	物価	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.01	1.01
木工事	物価	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.01	1.01
金属工事	市場	1.01	1.09
金属工事	物価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場	1.01	1.16
左官工事	物価	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場	1.02	1.16
建具	物価	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場	1.01	1.08
仮設工事	物価	1.01	1.01
土工事	物価	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01
排水工事	物価	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日 及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ホックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	フルボックス	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日 及び 週単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（土曜日から金曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認し、その達成状況に応じて経費補正を評価する。

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

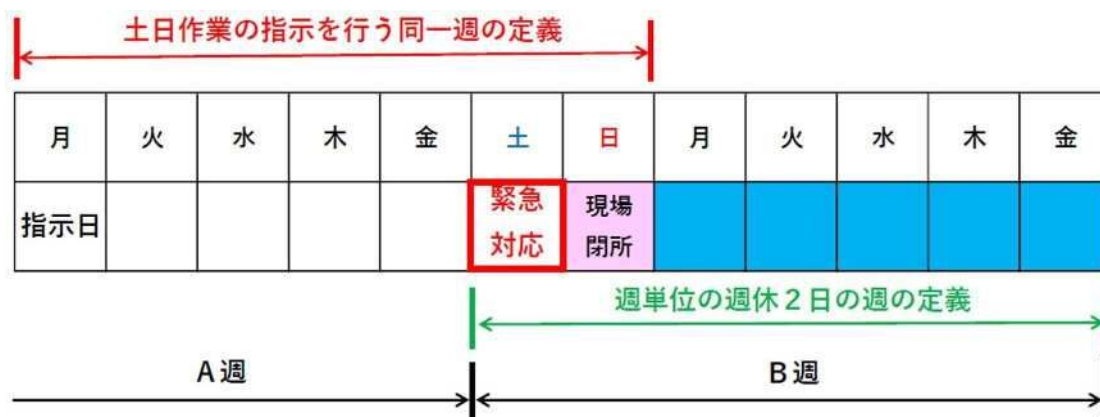
土	日	月	火	水	木	金
準備期間 (対象外)				対象期間 →		

- 週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

土	日	月	火	水	木	金
現場閉所	現場閉所		対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

- 週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

② 同一週（月曜日から日曜日）内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合



※ 指示を行う同一週の定義は「月曜日～日曜日」、週単位の週休2日の達成を判断する週は、「土曜日～金曜日」となることに注意する。

(例) B週の土日作業の指示を行う同一週は、A週の月～金曜日及びB週の土・日曜日となる。

第B週

- 週単位の達成状況：対象外（緊急対応のため）※1

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週（月曜日から日曜日）内での指示に限る）を行った週（土曜日から金曜日）は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後各2週間以内の平日に振替えた場合

土	日	月	火	水	木	金	
現場閉所	現場閉所			指示日			第A週
	現場閉所		現場閉所				第B週
	現場閉所	振替え					第C週

第B週

- 週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

第C週

- 週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※2

※2 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後各2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月 16 日の指示でD月 20 日に
緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日
日数の現場閉所を行っていれば、
4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

・ E 月の現場閉所日としてみなす

・ F 月の現場閉所日としてみなす
（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

※ 監査員・選挙代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

[illegible][illegible][illegible]

土日完全週休2日制工事 週単位確認表

[illegible]

第4編 農業農村整備工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週毎における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

① 工事発注時において、工事の実働日数が30日未満の工事

② 現場閉所困難な工事

ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事

（ア）交通規制、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事

（イ）連続施工を必要とする工法を含む工事

③ 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別

紙1の①、④、⑤)に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際の現場閉所日の週または月で現場閉所日数を算定すること。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

附則 この要領は、令和7年5月20日から施行する。

附則 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

① 週単位の週休2日

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 5
・ 現場管理費率	: 1. 0 6

② 月単位の週休2日

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 4
・ 現場管理費率	: 1. 0 5

③ 通期の週休2日

補正無し

④ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	週単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する。

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

月	火	水	木	金	土	日
			← 対象期間	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
				振替え		現場閉所	第B週

第A週

- 週単位の達成状況 : 達成（1週間で2日の現場閉所）

第B週

- 週単位の達成状況 : 未達成（1週間で1日の現場閉所）※2

※2 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月 16 日の指示でD月 20 日に
緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日
日数の現場閉所を行ってれば、
4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

・ E 月の現場閉所日としてみなす

・ F 月の現場閉所日としてみなす

（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

[illegible]

土日完全週休2日制工事 週単位確認表									
対象		0週		達成		0週			
第1週	月	火	水	木	金	土	日	土日の振替日を入力	
								土曜	日曜
								☐	☒
								対象外	☒
第2週									
								対象外	☒
第3週									
								対象外	☒
第4週									
								対象外	☒
第5週									
								対象外	☒
第6週									
								対象外	☒
第7週									
								対象外	☒

第5編 森林整備保全工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期

間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙２の②、③）

※２ 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第３条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

① 工事発注時において、工事の実働日数が３０日未満の工事

② 現場閉所困難な工事

ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事

（ア）交通規制、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事

（イ）連続施工を必要とする工法を含む工事

③ 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第４条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休２日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第５条 当初設計における週休２日に関する経費は、月単位の週休２日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙１の①、③、④）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

２ 工事の精算にあたり、月単位の週休２日は達成できなかったものの、通期の週休２日を達成した場合は、補正係数（別紙１の②、③、④）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休２日及び通期の週休２日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

３ 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所

した日数に含めるものとする。

なお、週休２日の算定においては実際の現場閉所日の月で現場閉所日数を算定すること。

4 受注者は、月１回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

附則 この要領は、令和７年５月２０日から施行する。

附則 この要領は、令和７年１１月１日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

① 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料） : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 3
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 5

② 通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料） : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

③ 市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04	1.02

④ 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月 16 日の指示でD月 20 日に
緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日
日数の現場閉所を行っていれば、
4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

・ E 月の現場閉所日としてみなす

・ F 月の現場閉所日としてみなす

（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

